

冬季食中毒予防注意報の発令について

「食中毒注意報、警報発令要領」に基づき、食中毒予防注意報を発令しました。

発令期間：平成26年11月27日（木）～平成27年3月31日（火）

記

<冬季食中毒予防注意報>

- ・感染症発生動向調査における小児科定点医療機関からの感染性胃腸炎の報告症例数の増加係数が3.0以上*になり、今後ノロウイルスによる食中毒の発生が懸念されることから発令します。
- ・ノロウイルスにより食中毒は、12月～2月をピークとして冬季に多発するため、手洗いの徹底など食中毒予防対策が必要です。（ノロウイルス食中毒予防については別添を参照）

※ 増加係数＝前週からの報告患者数の増減／小児科定点医療機関数

<発令に伴う対応>

- ① 県庁関係部局、市町、（公社）福井県食品衛生協会等関係団体および報道機関等への連絡
- ② 健康福祉センターおよび市町庁舎での発令した旨を示す懸垂幕の掲出
- ③ 食品関係営業者、学校・社会福祉施設等給食施設、関係団体および県民への注意喚起
- ④ 食品関係営業者は、発令された旨を従業員その他関係者に対し周知するとともに、食中毒防止に必要な対策を講じる

<参 考> 本県における食中毒発生状況（平成26年11月26日現在）

	平成26年	平成25年 同期状況	平成25年 (1月1日～12月31日)
事件数	11件	10件	11件
患者数	51名	61名	81名